## 平成 22 年度 政治資金規正法の規定による 収支報告閲覧対象文書の写しの交付の実施状況

平成23年5月18日 岩手県選挙管理委員会

この資料は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに受け付けた政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求件数等を取りまとめたものです。

## 1 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求の状況

平成 22 年度における政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求件数は<u>5件</u>でした。

政治資金規正法		交付方法					
の規定による収	計	複写機により	スキャナによ	スキャナによ	スキャナによ		
支報告閲覧対象		白黒で複写し	り電子化し、F	り電子化し、C	り電子化し、D		
文書の写しの交		たもの	Dに複写した	D-Rに複写	VD-Rに複		
付の請求件数			もの	したもの	写したもの		
	5	4	0	1	0		

## 2 収支報告閲覧対象文書の写しの請求があった政治団体の状況

平成 22 年度において収支報告閲覧対象文書の写しの請求があった政治団体数は<u>延べ 161 団体</u>でした。

収支報告閲覧対	計	収支報告閲覧対象文書					
象文書の写しの		平成 18 年分	平成 19 年分	平成 20 年分	平成 21 年分		
請求があった政		(平成 19 年	(平成 20 年	(平成 21 年	(平成 22 年		
治団体数		公表分)	公表分)	公表分)	公表分)		
	延べ 161 団体	延べ2団体	延べ4団体	延べ4団体	延べ 151 団体		

- ※ 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求をすることができる のは、収支報告書の要旨を公表した日から3年間です。
- ※ 収支報告閲覧対象文書については、県選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。